平成２５年（フ）第６２５号
埼玉県富士見市水谷２丁目４番地11　第５さくらビル301、前住所埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢377番地１　ハイラークみずほ台612号
債務者　佐藤　昭男
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６６０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保787番地１　ライオンズマンション鶴瀬第３―207号
債務者　菅家　卓也
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４８号
埼玉県ふじみ野市亀久保３丁目８番22―108号
債務者　秋山　裕克
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　透
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4443番地３
債務者　坂本　廣行
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　保夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４号
松江市古志原５丁目７番15―303号　城東ハイツⅡ、前住所松江市古志原６丁目12番19―107号　高田マンション107
債務者　長岡　宮子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
千葉県木更津市港南台３丁目21番地４　クレストヒルズD202
債務者　浦塚　友和
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２８２号
岡山県倉敷市生坂1408番地５
債務者　森重　雄二
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
岡山県倉敷市中畝８丁目１番７号
債務者　笠原由美子（旧姓大源）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
岡山県倉敷市中畝８丁目１番７号
債務者　笠原　吉紀（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５０４号
鹿児島県鹿児島市小野１丁目18番12号
債務者　立和名　修
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３４号
埼玉県越谷市花田１丁目23番地１、住民票上の住所埼玉県越谷市大字船渡415番地16
債務者　斎藤　　勝
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
埼玉県草加市瀬崎３丁目23番１号　無料低額宿泊施設青宙、住民票上の住所東京都足立区入谷７丁目21番６号　レオネクスト　ル　ソレイユ103
債務者　秋元　邦雄
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
埼玉県川越市南大塚５丁目35番地10　メゾン・ヌーヴォA103
債務者　我妻　善和
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４４０号
静岡県磐田市請負新田76番地４　藤ハイツ竜洋A―201、申立時の住所札幌市西区発寒２条３丁目４番23号　発寒２条クラブハウス102号
債務者　内田　　駿
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９号
岩手県北上市中野町１丁目１番３号キャトラクト北上204号、旧住所岩手県北上市中野町１丁目１番３号T・パストラル204号
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２２号
埼玉県狭山市入間川２丁目30番58号　フラワーハイツ201
債務者　杉渕　雅俊
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部